

JBN REPORT

全国工務店協会

12月号
Vol.98
2024



◆フリーランス法について

令和6年11月1日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)が施行されました。

近年では、働き方の多様化が進み、フリーランスが社会に普及していた一方で、フリーランスが取引先との関係で、報酬の不払やハラスメントなどの問題を経験していることが明らかになっています。

本法は、フリーランスが安心して働く環境の整備を図ることを目的としています。

■対象となる事業者

フリーランス

- ①個人であって、従業員を使用しないもの
- ②法人であって、一の代表者以外に役員がなく、かつ従業員を使用しないもの

発注事業者

フリーランスに業務委託をする事業者であり

- ①個人であって、従業員を使用するもの
- ②法人であって、二以上の役員がいる、または従業員を使用するもの
- ③フリーランスに業務委託をする事業者(フリーランスも含む)

■対象となる取引

事業者からフリーランスへの委託

■対象とならない取引

業務委託ではなく、単なる商品の販売行為(売買)である場合

※形式的には事業委託契約を締結しているものであっても、実質的に労働基準法の労働者と判断される場合、労働基準関連法令が適用され、本法は適用されません。

■対象となる取引の内容

本法の対象となる「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に、給付に係る仕様、内容などを指定して、物品の製造、情報成果物の作成または役務の提供を委託することをいいます。

- 物品の製造・加工委託
- 情報成果物(設計図など)の作成委託
- 業務(運送など)の提供委託

※本法の適用対象には、業種・業界の限定はありません。発注事業者からフリーランスへ委託するすべての業務が対象となります。

対象となるフリーランスとの業務委託において、本法により、いくつかの義務と禁止事項が定められています。違反行為があった場合には、フリーランスは公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省に申し出ることができます。

行政機関は、その申し出の内容に応じて調査を行い、違反した場合、発注事業者は行政の調査を受けることになり、指導・助言や、必要な措置をとることを勧告され、勧告に従わない場合には、命令・企業名公表、さらに命令に従わない場合は罰金が科されます。

また、法違反なのかよくわからない場合などには、フリーランス・トラブル110番に相談することも可能です。

フリーランス法について 詳しくは

こちらの二次元コード
もしくは公正取引委員会の
HPをご確認ください

https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html



フリーランス・ トラブル110番

相談から解決まで、
弁護士がワンストップで
サポート

<https://freelance110.mhlw.go.jp/>



◆イベント開催報告

住生活月間中央イベント // 10月5日(土)・6日(日)

香川県のサンメッセ香川で開催された「第36回住生活月間中央イベント」に出展しました。

住生活月間とは、「住生活基本法」の目的である「国民の豊かな住生活の実現」のため、関係機関・団体などが広報活動や各種イベントを行い、「住生活」に関する幅広い分野について普及・啓発を図るキャンペーン月間です。

今年のテーマは「未来も日々の暮らしも快適な住まい 一家族や子育てがもっと安心・快適に耐震で安心、『ZEH』で健康快適一」であり、JBNブースではJBNと全木協の活動内容がわかるタペストリー展示のほか、リフォームやZEHに関するパンフレットを配布いたしました。

また、住生活月間の行事の一環として、住意識の向上、ゆとりある住生活の実現および建築物の質の向上を図るため、各

場所 サンメッセ香川

分野において活躍された個人・団体に対し、功労者表彰式が開催され、国土交通大臣表彰では前会長であるJBNの大野年司相談役と二宮正志副会長が、住宅局長表彰では令和6年能登半島地震における木造応急仮設住宅の建設に尽力・貢献された施工工務店、建築大工、設計者、応援事務局の皆様が表彰を授与されました。



場所 オンライン 参加者 21名

課題も取り上げられました。大工育成や国産材の利用促進に関する報告もあり、地域材連携や技能者育成への注力が確認されました。

さらに、中大規模木造委員会では、名称変更の提案があり、非住宅木造建築物への対応強化が検討されました。

最後に、「JBN脱炭素社会に向けたロードマップ」の改定についても協議され、2050年を目指す方向性が共有されました。

経営対策委員会 // 10月23日(水)・24日(木) 場所 愛知県 参加者 14名

今年度3回目の経営対策委員会では、2日間にわたり愛知県名古屋市に所在する阿部建設株式会社の取り組み内容の紹介やディスカッション、物件見学を行いました。

初日は大森ウッドタウンに向かい、オフィスとモデルハウス、木材加工場の見学を行いました。その後、阿部建設の会社紹介を行っていただきました。阿部建設は今年で創業119年になり、新築住宅やリフォームだけでなく、施設などの建築物やマンションリノベ、さらに阿部社長自身が車椅子に乗られていることもあります、バリアフリー住宅や施設の建築設計などにも幅広く携わっています。

さらに、会社の生き残り策としての3つのポイント、「10年後の未来を予測する」「組織体系」「多品種・多チャンネル化、多業種連携・同業種連携」についても説明いただきました。将来の住宅着工数の減少や大工不足が確実な中、10年先に起きることに今から対策しないと生き残れないと考え、外国人の雇用や組織体制の見直し、弁護士や医療関係者などといった異業種連携などに取り組まれています。



工務店紹介

Introduction of construction companies

確かな技術力で高品質な住宅を提供
ライフスタイル提案事業も推進

高陽建設 株式会社

西尾 直樹 社長



の6名の大工が在籍していますが、自社で職業訓練校を開設するなど技術が継承できる環境を整えています。

一方で、大工の地位向上のためにも「難しい仕事をすることがモチベーションになってほしい」と西尾さん。同社では大工は関連会社「壱家」に所属し、高陽建設から業務を受注する形をとっていますが、この背景には大工たちに能動的な姿勢や経営的な視点を身に付けてほしいという狙いがあると言います。

2代目社長の西尾さんの理念は、“きちんととしたものをきちんとつくる”こと。家づくりに明確なビジョンを持つ顧客が多い同社では、価値ある住宅を丁寧に施工することに注力してきました。そしてこれを支えるのは、創業以来大事にしている卓越した大工技術です。

先代社長の頃から社員大工にこだわってきた同社。現在は20代から40代

今後目指すのは、「くらし事業」と位置付けるライフスタイル提案の強化。先述の複合施設の運営もその一端を担うもので、同社が大切にする“上質な暮らし”を、住宅にとどまらずインテリアや玩具、食などを通じて提唱していきたい考えです。

工務店の役割は、突き詰めれば「お客様の望みを形にすること」と表現する西尾さん。確かな品質と独自の附加価値の提供により、企業としてもより一層の進化が期待されます。



▶同社の施工例。
伝統的な日本家屋をベースとし、
自然と調和する
上質な空間が作り出されている。

関連事業者紹介

Introduction of related businesses

アフター点検代行から生涯顧客化を実現
ZEH基準対応の防蟻工法で安心を提供

日本長期住宅メンテナンス有限責任事業組合 岡本秀明さん



優良シロアリ防除業者の全国ネットワークである、日本長期住宅メンテナンス有限責任事業組合。『住まいを資産に』を理念に掲げ、100社超の組合員・施工会員が住宅の長寿命化に貢献する活動を展開しています。

同組合のユニークな点は、「(シロアリ対策で)床下に潜るのなら、建物全体も点検できる方が効率的」という発想から建物点検まで担っていること。組合員には「一級建物アドバイザー」等の資格取得を推奨し、防蟻にとどまらず建物全体の点検も担えるようスキルアップを図っています。

特筆すべき取り組みは、今年からJBN紹介サービスに採用された「おうちケア定期便」。これは、工務店負担はなく、

住宅履歴や建物点検を含めたアフターメンテナンスを同組合で代行するサービスです。

新築時に組合員で防蟻工事をすれば、2・5・10年目の建物点検も組合員が行い、報告書を工務店経由で施主に提出。

点検記録は住宅履歴にも登録され、施主の住宅維持管理をサポートします。

10年以降も定期点検が続く仕組みもあり、工務店は費用をかけずに点検継続、生涯顧客化を実現可能。施主の将来のリフォーム需要を逃さず、収益安定化を目指すことができます。また、導入するだけでアフターフィードバックが確立できるため、人手不足の解消にも貢献。まさに、新築減少・人手不足といったこれからの問題を解決するサービスです。

防蟻工事の専門性を活かしながら、総合的な住宅メンテナンスを強みとして、今後も工務店と施主をサポートするサービスを提供します。

▶組合の取り組み紹介動画は右の二次元コードより確認できる。
12月9日にはJBN会員に向けたセミナーも予定されている。



◆木造建築物の維持保全・維持管理について

木造建築物の維持保全・維持管理方法に関する資料や情報が十分に蓄積されていない現状を受け、「木造建築物の適切な維持・管理情報の提供事業委員会」では、令和5年度に既存建築物の事例調査や、耐久性確保のための留意点の整理などを進めてきました。そして、これらの情報を基に資料作成の検討を行いました。

その結果、令和6年10月には、建築物の木造化・木質化を検討する際に課題となる経年劣化や維持管理方法、コストなどについて、建築主向けの資料「中大規模建築物に木材を使用する際に知っておきたい維持保全・維持管理の考え方と設計等の工夫」を公表しました。また、設計者向けには「技術情報資料編」を作成し、木造建築物の設計や維持管理に必要な知識を提供しています。

資料 中大規模建築物に木材を使用する際に
知っておきたい

維持保全・維持管理の考え方と設計等の工夫



木造建築では、維持保全や維持管理の方法、必要なコストに対する懸念が多く見られます。

しかし、建築物の性能を長期間維持するためには、初期の劣化対策を講じるだけでなく、維持管理体制を整え、適切な維持保全を実施することが不可欠です。

本資料では、木造化に取り組む際に特に懸念されがちな維持保全や維持管理に関する課題について、建築主が建築の検討や設計、発注時に知っておくべき留意点を整理しています。また、維持保全・管理コストの低減につながる設計上の工夫も解説しています。さらに、必要に応じて関連する技術情報を参照できるよう構成されており、木造建築に関する理解を深め、計画の具体化に役立てることを目的としています。

対象とする木造建築物のイメージ

低層を含む4~5階建て程度の非住宅用途または共同住宅

○ 庁舎・オフィス・住宅の3件の事例を写真とともに解説

- 維持保全・維持管理の考え方について、目的を明確にした上で、建築基準法における維持保全計画に定める事項、概要と実施時期による分類、予防保全による効果など
- 中大規模木造建築物について、建築物のライフサイクルや躯体の耐久性、内装材および外造材の修繕・更新
- 躯体・内装材・外装材の木材利用部分に生じる変化や考え方、経年変化や腐食・蟻害について
- 中大規模木造建築物の維持保全コストを低減させる設計等の工夫
- 維持保全のための資料の整備と保管について
- 木材を利用した部位別の維持保全・維持管理の考え方と設計等の工夫について、分かりやすいチェックポイント一覧を加えて解説
- 木材を利用した場合のコストシミュレーション例
- 付録として、中大規模木造建築物を対象とした維持保全・維持管理の実施状況等ヒアリング調査の概括

資料 **技術情報資料編**

以下の技術情報を掲載



- 予防保全と事後保全の費用比較例
- 維持保全計画の策定に参考となる書籍
- 木材に生じる経年変化の強度への影響
- 木材に生じる腐朽と蟻害
- 耐久性の高い木材を用いる部分の考え方
- 中・長期修繕更新費用の算出
- 軒の出の寸法と壁面への作用雨量の関係
- 改善木材の認定・認証 ○ 木材の屋外用塗装の分類
- 木材保護塗料の再塗装の実施時期
- 加圧注入処理を施した木材の塗装対候性
- 水が切れやすい部材の収め方の例 ○ 結露水に対する対策

2つの資料は、こちらの二次元コード
もしくは国土交通省HPよりご覧になれます

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr4_000103.html



刊行物のご案内（刊行物のお申込みはJBNホームページをご覧ください。）



マナーアップハンドブック 【工事現場編】

手帳サイズ 32ページ

挨拶の基本から現場近隣への挨拶まわり、車の止め方、身だしなみ、言葉づかいなど現場マナーの基本をご紹介しています。



中大規模施工施工管理マニュアル&講習会アーカイブ動画の紹介

A4版 87ページ (正会員専用ページの動画アーカイブにて動画および資料がご覧になれます。)

JBNは国土交通省令と3年度環境・ストック活用推進事業の支援により、木造住宅を中心に事業展開する大工・工務店が新たに非住宅木造建築の分野に参入することを想定した、地域工務店向けの「中大規模木造建築物の施工管理マニュアル」を作成しております。PWAで整備されている「構造工事監理マニュアル」と併せて利用することにより、非住宅建築に求められる安全で高品質な木造建築物が我々の手で確実に施工されることを期待しています。

JBNはさまざまご相談（技術、法律、支援等）をお受けしております。

ホームページ（トップページの最下欄）のお問合せフォームをご利用いただくか、下記へお問合せください。



【発行・お問合せ】

一般社団法人JBN・全国工務店協会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階

Tel.03-5540-6678 Fax.03-5540-6679 E-Mail:jbn@jbn-support.jp URL:<https://www.jbn-support.jp>